

平成19年第4回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成19年12月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第88号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第89号	長崎県市町村土地開発公社の解散について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第90号	武生水C辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第91号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第92号	県立埋蔵文化財センター・(仮称)一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第93号	壱岐市民病院事業会計資本剰余金(その他資本剰余金)の取り崩しについて	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第94号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第95号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第96号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第97号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第98号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第99号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第100号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第101号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第102号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第103号	平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第104号	芦辺漁港浄化センター(本体)建設工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	認定第3号	平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定

日程第19	認定第4号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第5号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第6号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第7号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第8号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第9号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第10号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第26	認定第11号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第27	認定第12号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第28	陳情第5号	原爆症認定制度改善のための陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第29	陳情第6号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第30	一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会調査報告		報告済
日程第31	発議第11号	原爆症認定制度改善に関する意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第32	発議第12号	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第33	発議第13号	道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第34	発議第14号	燃料価格高騰による地域間格差の解消を求める意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第35	発議第15号	一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第36	閉会中委員会継続審査、継続調査申し出の件		申し出のとおり決定
日程第37	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員（26名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	副市長	澤木 満義君
収入役	（ 欠 席 ）	教育長	須藤 正人君
市民部長	山本 善勝君		
総務部長兼郷ノ浦支所長			久田 賢一君
保健環境部長	小山田省三君	産業経済部長	西村 善明君
建設部長	中原 康壽君	勝本支所長	米本 実君
芦辺支所長	山口浩太郎君	石田支所長	瀬戸口幸孝君
消防本部消防長	山川 明君	教育次長	久田 昭生君

病院管理部長 山内 義夫君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 牧山 清明君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表（第5号）により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元にその写しを配付いたしておりますので御確認をお願いします。

日程第1. 議案第88号～日程第29. 陳情第6号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第88号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから日程第29、陳情第6号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情まで、29件を一括議題とします。本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告をいたしたいと思えます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第88号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案可決。議案第89号長崎縣市町村土地開発公社の解散について、原案可決。議案第90号武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第92号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について、原案可決。

次に、陳情についての審査報告を行います。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をいたします。

陳情第6号、付託年月日、平成19年12月12日、件名、「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情です。審査の結果、採択すべきものとしております。委員会の意見はなし、そして意見書の提出をするようにいたしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから総務文教常任委員長報告に対し質疑を行います。なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について

て質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会の審査報告をいたします。

まず最初に、補正関係を主とした委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。議案番号、件名、審査の結果の順です。

議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについて、原案可決。議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第97号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

次に、決算関係の審査報告をいたします。認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第9号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

次に、陳情関係の委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をいたします。

陳情第5号、平成19年12月12日付託です。原爆症認定制度改善のための陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見はなし、意見書の提出をするようにしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第91号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第98号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第102号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更について、原案可決。

続きまして、決算関係の報告をいたします。

認定第7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第7号、認定第8号、認定第10号、認定第11号、認定第12号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

なお、意見といたしまして、認定第7号については、水道使用料の滞納額が年々増加傾向にあり、徴収の努力は認めるが、なかなか改善に至っていないのが現状であります。滞納者とは分納契約等を取り交わし、悪質な場合は給水停止も含め、今後なお一層の徴収に努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中村予算特別委員長。
〔予算特別委員長（中村出征雄君） 登壇〕

○予算特別委員長（中村出征雄君） 委員会審査報告について、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中村出征雄君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。豊坂決算特別委員長。

〔決算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○決算特別委員長（豊坂 敏文君） 認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査意見、1、市税等多額の収入未済額が計上されている。このことは市民の負担の公平と財政の健全化の観点からも未収の解消を図ることが急務である。よって、市長以下職員が一丸となり、特段の努力をする必要があることから強く要請する。

2、壱岐市条例では、納付期限後に納付する税金に係る延滞金は、納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じた延滞金を納入することとされており、今後この条例を遵守するよう指摘する。

3、予算の不用額で多額なものが散見されたので、今後は速やかに減額補正されたい。

○議長（深見 忠生君） これから決算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから各案件に対し、討論、採決を行います。

はじめに議案第88号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第88号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号長崎県市町村土地開発公社の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号長崎県市町村土地開発公社の解散について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第89号長崎県市町村土地開発公社の解散については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第90号武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第91号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第92号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについて討論を行います。討論はありませんか。25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） 私は本件について反対の立場で討論をいたしたいと思います。少し時間が長くなるかと思いますが、どうぞ肩の力を抜いてお聞きいただきたいというふうに思います。

まず、本件につきましては、厚生常任委員会の付託案件として厚生常任委員会では可決されました。私は非常にこの件については関心がございましたので、厚生委員会に委員外委員として審議の中に参画をさせていただきましたが、残念ながら議決権がございません。そこで、審議はかなり時間をかけて慎重に審議をさせていただきました。その際、厚生委員長の近藤議員以下厚生委員の皆様には私に発言の機会を与えていただきまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

しかし、残念ながら私の主張について耳を傾けてくれる人がほとんどいませんでした。1人だけ私の意見に耳を傾けた人がありましたが、極めて私自身は残念に思いますが、この資本剰余金の本件取り崩しにつきましては、極めて異例の特別な処理でございますので、この機会にこの資本剰余金等の取り崩しの本来のあり方等について私は主張をしたいというふうに思います。

そこで、資本剰余金のまず発生のメカニズムから今回処理された方法等について少しお話しをしなければなりません。資本剰余金、公営企業会計の中では資本剰余金の発生するメカニズムがございまして、本件については、その他資本剰余金ということになっておりまして、その他資本剰余金は、ちょっとよくわかりやすく申し上げますと、固定資産を取得する場合に、国、県、市町

村から補助金をいただいた場合に、その補助金について資本剰余金に計上をいたします。ですから、国、県、市町村という3つの大きく分けられて区分をされております。

それはなぜかといいますと、地方公営企業法の第32条に剰余金という規定がございます、毎事業年度生じた資本剰余金はその源泉別に当該内容を示す名称を付した課目に積み立てなければならないと、こういうふうになっております。ですから、その発生の源泉別に区別をして積み立てなくちゃならんということにもなっているんです。

この第6項では、前項の資本剰余金は政令で定める場合を除くほか、処分をすることができないと、こうなっているわけです。したがって、基本的には、その資本剰余金はみだりに処分をできないということになっているわけでございます。

ところで、この資本剰余金について取り崩せる場合がございます。それは政令の中で、いわゆる先ほど申し上げました企業法で政令で定める場合を除くほかですから、この政令で定める場合を規定しております。それは地方公営企業法施行令という中で、これが政令でございますが、この政令の中で資本剰余金の取り崩しという項目がございます。これは第24条の2でございます、資本剰余金に整理すべき資金をもって、取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。これがまさに政令で定める場合であります。

ですから、正しくは今回の資本剰余金につきましては、旧病院の解体撤去にするとときに、この資本剰余金は、この第24条の2の項目を適応して取り崩すべき資本剰余金でございます。その点については、執行と私の意見は争いはございませんで、私の言うとおりでというふうに言われております。そこで本件の処理内容でございますが、国と県の資本剰余金、その補助金の部分については17年に実はこの24条の2項を適用をして取り崩されております。国と県のやつがです。今回出されております市町村の補助金のみが今度こういった処理をされたということです。

そこで、非常に我々は理解がしにくいといのは、それはもう過ぎたことだから仕方ないわけでございますが、国、県のやつはちゃんと処理をして、市町村の補助金について資本剰余金の取り崩しをしそこなったということでございます。

どういうことかといいますと、国、県の補助金については、固定資産の帳簿価格から減額をしまして、残った、差し引いた分を減価償却をしております。したがって、17年度には補助金の部分が大きく残存するわけです、帳簿価格として。したがって、その分、固定資産の処分損が多額になります。いわゆる帳簿価格と処分した価格の差が大きくなるんです。したがって、その部分については固定資産処分として処理をされております。ですから、その部分を資本剰余金をもって充てるという先ほどの第24条の2項、資本剰余金の取り崩しをきちんとやっているんです。しかし、市町村の補助金をもって取得した部分については、実は帳簿価格から引かれておりませ

ん。帳簿価格から引かれていないということは、固定資産の価格をその分減額していない、していないから、結局減価償却をどんどんして行って、帳簿価格として残らなかったということがありまして、そういうことがあるもんですから、処分損が余計にその分でない、だから忘れた。そのときに資本剰余金を取り崩すことを忘れたということでもあります。それはそういう処理がなされたということですから、それは仕方がないということです。

したがって、結果として、市町村の補助金の部分については、固定資産処分損を多額に発生させて、期間外損失として、ここが大事なんです。期間外損失として当期の損益計算の中に計上がされております。

そこで本件でございますが、本件は欠損金の穴埋めとして、この資本剰余金でもって穴埋めをしたいということでございますが、これはやはり地方公営企業法施行令第24条の3項に規定がございます。いわく法第32条の2の規定により、前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお、欠損金に残額があるときは利益積立金をもってまず埋める。ですから、繰越欠損金がある場合は、まず利益積立金の方から、いわゆる資本金の部の中の最も元入れ資本に性質が遠いものから順に埋めなさいということになっております。ですから、利益剰余金、利益積立金といったものから先に処分をして穴埋めをしていく。最後に元入れ資本に最も性質の近い資本剰余金を取り崩しますよということでございますが、その場合については、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を得て資本剰余金をもって埋めることができると、こうなってるんです。

しかし、この資本剰余金は括弧書きがございます。このとき議会の議決を受ける資本剰余金は何なのかということについては、括弧書きがございまして、前条の規定により取り崩すことができる部分を除くということは、いわゆる固定資産の処分損が出たときに、穴埋めする部分を除いて議会の議決を得なさいよと、こうなっているわけです。そのところを私は主張したいわけです。できれば皆さんにも御理解をいただきたいとは思いますが、要するに議会の議決を受けるのは、固定資産の処分損に充てることができない部分の剰余金を取り崩すときに限って議会の議決を得るとというのが私は本来のあり方だというふうに思っております。

非常にせからしいなという聞かれ方をするかと思いますが、法令上はそういうふうに考えるのが妥当であるというふうに思います。

長くなりますので、私はもう少し簡潔に述べたいと思いますが、このまま続けますと1時間ほどかかりますから要点を述べます。

ですから、2点、私はこの議案について今回は認めるべきでないというところがあります。

まず1点は、今言いましたように、固定資産処分損を多額に出して期間外損失を平成17年度に出しているわけですから、今回は議会の議決を得ることなく、施行令第24条の2の資本剰余金を取り崩すという規定を適用して、資本剰余金を取り崩し、その分を期間外利益に計上すると

いうやり方が最も妥当であるということから、本件は議会の議決を得る必要がないと、私は一つそれが1点です。

もう1点は、この資本剰余金の計算につきましては、決算書類の中にございます。決算書類はいわゆる貸借対照表、損益計算書、そして剰余金計算書、そして欠損金処理計算書というものがいわゆる決算書類ということで求められますし規定があります。これはもう会計学上常識であります。

そこで、今回出す時期でございますけれども、本年度の平成19年度で処理をするのであれば、平成19年度の欠損金が確定した段階で、欠損金処理計算書として一緒に出すべきだと。事前に議会の議決を得てよいということになっておりますが、それを当局は主張されます。主張されますが、これはそういういつでもいいということではありません。いわゆる決算認定は公営企業の場合は9月の定例会で行われますので、6月に決算が確定させようとするときに、この欠損金処理計算書を作成し、6月の議会で事前に議決を得た後、9月で決算認定に付する。これが本来のやり方であります。私はそういうふうに思います。そのところを正しく理解をしていただきたいというふうに思うわけであります。

もう1点は、私が先ほど言いますように、期間外利益で受けた方がいいですよということは、決算書類のどれにのるかが問題なんです。欠損金処理案でこのままやりますとのります。そうではなくて、資本剰余金計算書の部にこの剰余金の取り崩しについてはのせるべきであるということとは、期中の取り引きとして第24条の2で処理すれば、資本剰余金計算書の中で資本剰余金当期の減額と、処分という形でのってまいりますので、会計学上はこれが正しい私はやり方だというふうに思っております。

ですから、皆さん方は議会の議決を得れば何でもできるというふうにお考えになるかもしれませんが、まさに議会の議決というのは重たいわけです。ですから、何でもかんでも議会の議決に付せればよいということではありません。議会の議決の要らないものについてはちゃんとした法令にのって処理をすればいいわけであって、私はプロとしての仕事をする場合はむだなことをするなど、こういうことを申し上げたいと。そういったこと、その時期の問題と会計処理の問題2点が私のこの件に関する反対の理由であります。

厚生委員会では私の意見はほとんど通りませんで、本日も24人の皆さん方にどれだけ理解を得られるのかわかりませんが、実はもう少し長く制度そのものについてお話ししたいわけですが、議事進行の都合もございますので、この辺で遠慮をさせていただいて、私の反対の討論を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（深見 忠生君） 賛成討論ございませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 小園議員の反対討論に賛成討論をするのは非常に心苦しいんです

けれども、この議案については、小園議員が主張されている点は実は2つあります。

1つは、わかりやすいというと、これが今議会の議案としてふさわしいのかという点がまず第一であります。これについては、公営企業法の条文を別に言う必要はないんですが、法32条の第2の関係の説明文の中で、ただし議案の提出時決算処理計算書として建設改良積立金の目的外使用または資本剰余金の取り崩しの議決とあわせて決算認定の議決を行うことは差し支えないというふうに書いております。

基本的に、本来この時期に先ほど小園議員が言われたように、提出することがふさわしいのかという点については、既に議会運営委員会においてこの議案の審議がなされて、この議会に提出することがふさわしいと、適正であるというふうに判断されて厚生委員会の方に付託されておるわけですから、その分については基本的に、付託された分については審査して可決するなり、否決するなりの判断が厚生委員会としては求められたわけです。

次、2番目の分については、私も会計はさっぱりわかりませんので、公営企業法幾ら読んでも一つもわからんということですけども、一応執行部としては各地方自治体のやっぱり前例を踏襲して、諫早病院、それから県の事務局、福岡市民病院等でこの分については、正直言っては違法ではないけれども、そういったことをやっても差し支えないというような段階であろうと思います。厚生委員会で付託された以上、その可否については当然判断しなければならないので、法32条の第2項の説明文をもって取り崩しの議決とあわせて決算認定の議決を行うことは差し支えないというふうになってるんで、特に問題になるのは当該年度であれば、小園議員も別に何の問題もなかったんですが、今回の場合は平成17年度の分をこの議会について議決するのがふさわしいかどうか、小園議員が言われるように、もう少し後でもいいんじゃないかということと、本来ならばもっと前であったら何ら問題ないということとあわせて今回については別に積立金といってもお金があるわけでも何でもないんで、議会の議決は厚生委員会としては入り口論ということもないんですけど、その処理は今回については認めようという結論に達したわけでありまして。議員の皆さんの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについて採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰

余金（その他資本剰余金）の取り崩しについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討

論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第97号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第98号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第102号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第102号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再会を11時とします。

午前10時52分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第6号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第9号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論

を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第11号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、陳情第5号原爆症認定制度改善のための陳情について討論を行います。討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号原爆症認定制度改善のための陳情について採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第5号原爆症認定制度改善のための陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号「非核日本宣言」を求める意見書採択の陳情について採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第6号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第30. 一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会調査報告

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第30、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会調査報告についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。町田調査特別委員長。

〔一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 登壇〕

○一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会、委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について別紙のとおり会議規則第103条の規定により報告します。

本委員会は平成17年12月19日の第2次一支国博物館建設に関する調査特別委員会の報告を受け、同日の壱岐市議会の予算凍結解除をもって発足した。

本委員会に付託された案件は種々ありましたが、13回の委員会（視察を含む）を開催し、一

支国博物館の案件一つ一つについて点検し、県、市当局との交渉を行い、本事業の円滑なる推進に向けて協議してきたところであります。

しかし、その前提となるものは、あくまで壱岐市議会で議決したものである。すなわち一支国博物館の建設費30億7,000万円、市の実質負担2億2,500万円、年間の管理運営費8,000万円、このうち入場料収入が3,000万円、県、市で残り5,000万円をそれぞれが2,500万円ずつ負担するであります。それについては壱岐市議会は提案から4年にわたって議論し、埋蔵文化財センター、一支国博物館の一体的整備により、規模の縮小、管理運営費の圧縮に努めてきたところであります。

しかし今回、一支国博物館等整備推進協議会により、「しまごと博物館」、「しまごと大学」、「しまごと元気館」が行政と市民が一体となる形での事業展開を提言されている。市民委員15名による協議会の提言は、各委員が献身的に努力され、また見るべきものも多く、一支国博物館埋蔵文化財センターを単なる箱物に終わらせることなく、議会としても今後十分な時間をかけて議論する必要があると考えます。

当然、今後の新しい事業展開をする上で予算措置も必要となつてまいります。しかしながら、本委員会、議会には全く公的な説明がない中で、管理運営費等の数字がひとり歩きをしている現状においては、本委員会10名のみの審議では市民の不信感をぬぐい去ることは到底できない。よって、本委員会は下記の4項目を付して最終報告とし、本日づけをもって解散、改めて議員全員による特別委員会の設置を提案するものであります。

1、建設費30億7,000万円のうち、壱岐市の実質負担は2億2,500万円とし、合併特例債の使用に関して県との覚書は金額を明示した形で取り交わすこと。

2、管理運営費については8,000万円を上限として、それ以上は認められない。また、市の負担は議会での答弁どおり2,500万円とし、1と同様に県との覚書を取り交わすこと。

3、提言のあった「しまごと博物館」、「しまごと大学」、「しまごと元気館」の3事業については、新たに設置される特別委員会において早急に議論できるように、その事業の精査、肉づけ、予算規模等を明示すべきこと。

4、遺跡保存整備事業、これ文化庁がやってるわけですが、についても、管理運営費が市の負担となることから、あわせて議論を尽くすべきこと。

以上であります。あえて委員長の方から補足としてつけ加えさせていただきます。

市長も今議会で県議会での債務負担行為の議決を明言され、財政的な裏づけをとられております。また、市の財政負担をできるだけ軽くなるように、この間、県当局も誠意を持って対応してくれております。県は市に対して債務負担行為の一部、本年度から非常に少額とはいえ誠意を持って実施してくれております。この事業そのものが旧4町時代、諫早市にほぼ決定していた県立

埋蔵文化財センターを旧4町長の要望により、あえて原の辻遺跡のある壱岐市に誘致したものであります。議員諸氏の中にも一支国博物館の管理運営費の問題等、文化庁のやる史跡保存整備事業との混同されている向きが多くあります。

特に、4項目の覚書の中の第1項目については必要ないのではないかと、そういう意見もありましたが、一方で当然市民の間に財政的不安を訴えられておられる方も多く見られます。よって、本委員会はそういった市民の不安感を将来的にも取り除くために、あえて第1項、第2項を加えたものであります。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 1点だけ委員長にお尋ねいたします。

委員会で視察に行かれたと思いますが、何カ所行かれたのか。結果、原の辻の整備と重ねてみて、原の辻のこれからの整備に何が必要かの印象を持たれたか。その点だけお聞きします。

○議長（深見 忠生君） 町田委員長。

○一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 視察は現地が当然であります。それ以外に長崎県の、これ前回報告しましたが、中間報告でも報告いたしましたけども、長崎歴史文化博物館ですか、指定管理者制度を長崎県下で初めて導入したということで、指定管理制度の運営状況についての視察でありました。

また、同じ乃村工藝社が一応予定されておりますが、この長崎の歴史文については乃村工藝社が指定管理者でやっているということでありまして、乃村工藝社、御存じのように東証一部上場企業で、JTBなんかの旅行会社とも非常に密接なつながりを持っております。その面で非常に誘致というか、集客に非常に民間のアイデアを生かした形で努力されております。

例えば開館時間を、普通大体こういうのはもうお役所の発想だったら9時とか10時とかになるのを、あえて観光客の発発時間に合わせる形の8時にするとか、閉館時間を延ばすとか、あるいは、そういった形でできるだけ来た観光客がここに来やすいような形のいろんなノウハウの蓄積というのは、普通の例えば行政がただ単に考えることだけじゃなくて、民間の発想からそういった形も取り組んでおられましたんで、指定管理者の運営状況についての視察が主だと。

一支国博物館においても当然行政主導の箱物をつくるんじゃないで、できるだけこういった民間の発想を生かした形でぜひやってもらいたいというふうに中間報告でも述べたとおりであります。

以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第 3 1. 発議第 1 1 号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第 3 1、発議第 1 1 号原爆症認定制度改善に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6 番、町田正一議員、お願いします。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○提出議員（6 番 町田 正一君） 発議第 1 1 号、平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日、提出者、壱岐市議会議員町田正一、賛成者、同瀬戸口和幸、同市山繁。

原爆症認定制度改善に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

原爆症認定制度改善に関する意見書（案）、長崎に原子爆弾が投下されて、ことしで 6 2 年が経過したが、原爆被害者は高齢化が進み、放射能や被爆体験により現在も健康障害に苦しんでいる。

被爆者の援護については、これまで被爆者援護法に基づき、国においてさまざまな対策が講じられているが、原爆症の認定については、現在、国の認定処分の取り消しと認定基準の見直しを求めて多くの訴訟が提起されている。

これに対し、当時の安倍首相は、本県の平和記念式典に出席された後の関係者との懇談会の中で、認定のあり方について見直しを行うことを表明し、その後厚生労働省が専門家による検討会議を立ち上げ、認定基準等の見直しを進めているところである。については、国におかれては認定基準の見直しに際し、被爆時の実情や被爆者の病歴等を総合的に判断するなど、被爆者援護法の趣旨に沿った制度の改善を行うとともに、高齢化する被爆者には一刻の猶予も許されないことから、早期の救済を強く求めるものである。

また、在外からの被爆者健康手帳交付申請に対する、渡日要件の撤廃及び長崎被爆体験者精神影響等調査研究事業における判断基準の改善についてもあわせて要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日、長崎県壱岐市議会。提出先は内閣総理大臣及び厚生労働大臣であります。

以上であります。

○議長（深見 忠生君） これから発議第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第11号の質疑を終わります。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第11号原爆症認定制度改善に関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わり採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第11号原爆症認定制度改善に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第32. 発議第12号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第32、発議第12号「非核日本宣言」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員、お願いします。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第12号、平成19年12月21日、提出者、鵜瀬和博、賛成者、坂本拓史、同田原輝男。「非核日本宣言」を求める意見書の提出について、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）。核兵器のない世界を実現するために今国内外で大きな努力が求められています。2010年の核不参画条約NPT再検討会議に向けて——あ、済いません。核不拡散条約です。失礼しました。核保有5カ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。

しかし、それ以後7年を経た今も約束実行の道筋がついていません。今なお世界には莫大な核兵器が維持、配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新世代の核兵器開発が

行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように、拡散の危険も現実のものとなっています。こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ、ナガサキを体験した国として核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として、「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。私たちは日本政府が「核兵器廃絶の提唱、促進」と「非核三原則の厳守」を改めて国連総会や日本の国会など、内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成19年12月21日、壱岐市議会。提出先は内閣総理大臣、外務大臣です。

○議長（深見 忠生君） これから発議第12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第12号の質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第12号「非核日本宣言」を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第12号「非核日本宣言」を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第33. 発議第13号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第33、発議第13号道路特定財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員、お願いします。

〔提出議員（赤木 英機君） 登壇〕

○提出議員（24番 赤木 英機君） 発議第13号特定財源の確保を求める意見書の提出について、提出者、壱岐市議会議員赤木英機、賛成者、同議会議員大久保洪昭、牧永護、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源の確保を求める意見書。道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は国民が長年にわたり等しく熱望しているところであります。

しかしながら、地方においてはその整備状況はいまだ十分とは言えず、現在我が国の都市住民と地方の住民との社会資本の整備による生活の利便度の格差はまだまだ大きいものがあります。離島である本市においては人や物の移動のほとんどを自動車交通に依存している状況であり、特に離島架橋の整備促進など、島民の日常生活の安定、安心を図る上でも道路整備は最重要課題の一つであります。

本市としましても、住民生活の向上や地域経済の発展を願い、緊急度や優先度の高い路線から順に限られた財源の中で道路整備事業の推進を図ってきているところですが、島民の道路整備の要望は依然として強いものがあります。よって、国におかれましては、次の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望します。

地方にとって最も重要な社会基盤である道路整備を行うに当たり、自動車関係諸税は貴重な財源となっていることから、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が到達する暫定税率については現行水準を維持すること。また、道路特定財源のみでは必要な道路の整備のための財源が不足している地方の現状にかんがみ、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路特定財源の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。平成19年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官、以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから発議第13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第13号の質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第13号道路特定財源の確保を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これからは次第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第13号路特定財源の確保を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第34. 発議第14号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第34、発議第14号燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員、お願いします。

〔提出議員（赤木 英機君） 登壇〕

○提出議員（24番 赤木 英機君） 発議第14号燃料価格高騰による地域間格差の解消を求める意見書の提出について、提出者、壱岐市議会議員赤木英機、賛成者、同中田恭一、近藤団一。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

燃料価格高騰による地域間格差の解消を求める意見書。原油価格が高騰している現在の社会情勢の中、重油、軽油、ガソリン、灯油、プロパンガス類等の燃料価格が非常に高騰しております。

特に、離島地域の燃料価格は輸送コストなどの関係で、「離島価格」と呼ばれているように、本土地域に比べさらに高価格であり、住民生活に過重な負担となっております。経済面においては、壱岐島の基幹産業である水産業において、漁獲、漁価の低迷、漁業者の高齢者及び後継者不足に加え、追い打ちをかける燃油高騰により、出漁そのものを見合わせるような状況が発生するなど、まさに死活問題となっております。

また、農業においても国内の産地間競争に加え、就業者の減少や高齢化、さらには輸入農産物の急増による価格低迷の中、燃料価格の高騰により、加工流通業における運送料などの流通コスト面でも多大の影響を受けております。

このような状況が長く続きますと、特に離島地域においては産業だけでなく、地域そのものの崩壊につながるのではないかと危惧されます。

そこで、壱岐を初め、離島地域の住民生活に欠かすことのできない重油、軽油、ガソリン、灯

油、プロパンガス等の燃料価格をせめて本土並みに引き下げるなど、離島地域の住民生活、経済活動の安定のため具体的な財政支援策を早急に推進されますよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成19年12月21日、長崎県壱岐市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから発議第14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第14号の質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第14号燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第14号燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第35. 発議第15号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第35、発議第15号一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、町田正一議員、お願いします。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○提出議員（6番 町田 正一君） 発議第15号、平成19年12月21日、提出者町田正一、賛成者豊坂敏文、音嶋正吾。一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

1、名称、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、一支国博物館（仮称）建設並びに原の辻遺跡の保存整備に関する調査。4、委員の定数、25名。委員の氏名、議長を除く全議員。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上であります。

○議長（深見 忠生君） これから発議第15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第15号の質疑を終わります。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第15号一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第15号一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

次に、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、ただちに一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会を召集します。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は委員会条例第10条第2項の規定により年長委員が行うことになっておりますのでよろしくお願いをします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時41分休憩

.....
午前11時51分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告をいたします。

委員長に6番、町田正一議員、副委員長に5番、坂本拓史議員、以上のとおりであります。

日程第36. 閉会中委員会継続審査、継続調査申し出の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第36、閉会中委員会継続審査及び調査の件を議題とします。議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

日程第37. 議員派遣の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第37、議員派遣の件を議題とします。会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第143条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了しました。ここで長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月7日より本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重に御審議をいただき、全議案につきまして可決、御承認を賜りましてまことにありがとうございます。衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分に尊重をいたし、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本年9月から11月の降水量が例年の半分以下であったため、各貯水池の貯水率は現在70%程度まで落ち込んでおり、深刻な渇水の状況となりつつあります。現在、防災無線等により節水の呼びかけを行っておりますが、これから水の需要がふえる年末年始を前に、市といたしましては市民皆様への積極的な情報の公開と、さらなる節水のお願いを行ってまいるところでございます。今後とも皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

寒さも一段と厳しくなり、ことしも残すところあとわずかになりました。年末のせわしい、忙しい時期ではございますが、市民並びに議員皆様におかれましては健康に十分に注意をなされまして、健やかに輝かしい新年を迎えられますように心より祈念を申し上げまして、閉会の言葉といたします。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成19年第4回市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 中田 恭一

署名議員 馬場 忠裕

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件 及 び 理 由
総務文教 常任委員会	事 件 要請第2号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請 理 由 更に慎重な審査を必要とするため

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事 件 ・本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期 限 ・次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事 件 ・総務部に関する調査 ・税務課に関する調査 ・教育委員会に関する調査
厚生 常任委員会	事 件 ・社会福祉、健康保健事業及び病院事業に関する調査 ・環境衛生、廃棄物処理対策に関する調査
産業建設 常任委員会	事 件 ・農林水産業及び観光商工業の振興等に関する調査

議員派遣について

平成19年12月21日
 壱岐市議会議長 深見 忠生

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県離島医療圏組合議会第2回定例会
 - (1) 目 的 定期会出席
 - (2) 派遣場所 長崎市
 - (3) 期 間 平成19年12月25日～26日（1泊2日）
 - (4) 派遣議員 中村 出征雄